

知事コメント

(国土交通大臣による執行停止決定について)

普天間飛行場代替施設建設事業に係る公有水面埋立承認の取消しに対し、沖縄防衛局長が国土交通大臣に行った執行停止申立てに関し、本日、国土交通大臣が執行停止決定を行ったとの報告を受けました。

沖縄県は、10月25日に国土交通大臣に提出した執行停止申立てに関する意見書においても、

- ・国の機関である沖縄防衛局には、私人の権利利益の救済制度である行政不服審査法による審査請求等の適格が認められないため不適法であること、

- ・今回の執行停止申立ては、「重大な損害を避けるために緊急の必要」性の要件を充足していないこと

- ・沖縄県が今回行った埋立承認取消しは適法になされたこと等を詳細に主張し、今回の執行停止申立ての違法性を国土交通大臣に訴えたところです。

また、去る10月26日には、110名もの行政法学者により、今回の国の対抗措置について、「国民のための権利救済制度である行政不服審査制度を濫用するもの」と指摘され、執行停止申立てとともに審査請求も却下するよう求める声明が発表されたところです。

しかし、国土交通大臣は、3年前の承認取消しと同様、沖縄防衛局長が一私人の立場にあるということを認め、県の意見書提出から5日後という極めて短い審査期間で、執行停止決定を行いました。

今回の決定は、結局のところ、結論ありきで中身の無いものであります。

私は、去る10月17日の会見において、仮に本件において国土交通大臣により執行停止決定がなされれば、内閣の内部における、自作自演の極めて不当な決定といわざるを得ないと申し上げましたが、まさにそのような状況となり、審査庁として公平性・中立性を欠く判断がなされたことに、強い憤りを禁じ得ません。

県としては、今回の執行停止決定に対し、当該決定に係る文書を精査の上、国地方係争処理委員会への審査申出を軸に、速やかに対応してまいります。

承認取消しの効力の執行停止決定がなされたとしても、承認に付した留意事項に基づき、沖縄防衛局は、沖縄県との間で実施設計及び環境保全対策等に関する事前協議を行う必要があります。

事前協議が調うことなく工事に着工することや、ましてや土砂を投入することは、断じて認められません。

私は、辺野古に新基地はつくらせないという公約の実現に向けて、全身全霊で取り組んでまいります。

私はぶれることなく、多くの県民の負託を受けた知事として、しっかりとその思いに応えたいと思いますので、県民・国民の皆様の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

平成30年10月30日

沖縄県知事 玉城 デニー